

電子入札における内訳書の取扱いについて

1 趣旨

この取扱いは、八代市が実施する電子入札による一般競争入札及び指名競争入札に付する建設工事、物件供給、役務、賃借等における工事費内訳書及び入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 建設工事における内訳書

- （１）建設工事については、入札金額に対応した工事費内訳書を提出するものとする。
- （２）工事費内訳書は、指定された様式を使用するものとする。なお、紙入札方式の承認を得た場合には、入札書に記載した商号又は名称及び代表者の職氏名を記載し、使用印を押印して提出するものとする。
- （３）工事費内訳書は、金抜き工事費内訳書に対応した項目及び金額を記載するものとする。
- （４）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。
- （５）工事費内訳書は、電子入札システムからダウンロードするものとする。

3 物件供給、役務、賃借等における内訳書

- （１）物件供給、役務、賃借等の仕様書等において内訳書の提出を求めたものについては、入札金額に対応した入札金額内訳書を提出するものとする。
- （２）入札金額内訳書は、指定された様式を使用するものとする。なお、紙入札方式の承認を得た場合には、入札書に記載した商号又は名称及び代表者の職氏名を記載し、使用印を押印して提出するものとする。
- （３）入札金額内訳書は、電子入札システムの入札公告等情報のその他資料に掲載したデータからダウンロードするものとする。

4 共通事項

- （１）内訳書の提出期限は、入札書の提出期限の日とし、電子入札システムにより電子ファイルで提出するものとする。紙入札方式の承認を得た場合には、入札書と同封の上、持参又は郵送により提出するものとする。
- （２）内訳書について、次に掲げる不備の事項のいずれかに該当する場合は、八代市競争契約入札心得（平成１７年八代市告示第１３４号）第８条第１３号（その他入札に関する条件に違反した入札）に該当し、無効の入札として取り扱うものとする。ただし、当該不備が軽微なものであるときは、注意を行った上で無効としないことができるものとする。

ア 内訳書の提出を求めた案件について、未提出又は未提出と同様と認められる場合

(ア) 内訳書を提出しない場合

(イ) 内訳書が白紙である場合

(ウ) 内訳書と無関係な書類（内訳書と認められないもの）である場合

(エ) 他の入札の内訳書と認められる場合

イ 内訳書の記載事項に不備がある場合

(ア) 商号又は名称が記載されていない場合

(イ) 商号又は名称に大きな誤りがある場合

(ウ) 建設工事にあつては工事名、物件供給、役務、賃借等にあつては件名が欠けている場合

(エ) 金額が欠けている場合

(オ) 工事名又は件名が入札書の工事名又は件名と著しく相違しており、当該入札の内訳書と判断できない場合

(カ) 内訳書に記載された合計額と入札金額が異なる場合

(キ) 内訳項目の記載が全くない場合

(ク) 最後に一括して合計額から値引き、割引等根拠のない減額項目（千円未満の端数調整を除く。）がある場合

(ケ) 他の入札参加者の様式を入手し使用していることが明らかである場合（積算を外注している場合等合理的な理由がある場合を除く。）

(3) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合は、提出された内訳書を公正取引委員会に提出する。

附 則

この取扱い、令和6年4月1日から適用する。